



## ITOCHU Technology Ventures, Inc.

2011年2月23日

会社法制部会 御中

伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社  
代表取締役社長 安達 俊久

### 会社法制部会資料 10 に対する意見

本日の会社法制部会第十回会合にやむを得ない事由により欠席することをご了承ください。出席に代えて、会社法制部会資料10の論点に従い、ここに意見書を提出します。

先月の第九回会合にて提出した意見書にても述べましたが、今回の会社法見直しの結果、企業のコスト負担が増えることは間違いありません。例えば、極端な事例だけを対象に法制化を議論した場合は全体のバランスを欠くことになり、社会的なコスト負担だけが徒に増加し、国の成長戦略に資することになりません。この第2読会を通じて、企業の実務面での負担も充分考慮した議論となることを切に期待します。

#### 第2 監査役の監査機能に関する論点

##### 1. 社外監査役の要件の見直し

社外監査役の要件を会社法で加重することは、監査役の対象者を狭めることにもなり、監査役会設置会社の負担を増大させ、適切な対象者を確保できない等、本来の企業統治の在るべき姿に繋がらないと考えます。

また、監査役の権限は取締役とは異なるため、必ずしも取締役の要件と合わせる必要はないと考えますが、仮に、何らかの要件を設定する場合は、第9回会合での社外取締役における議論同様、「就任前の一定期間(例えば5年間)における会社との関係によるものとする」等、要件を緩和する方向での柔軟な対応が必要かと思えます。

##### 2. 監査役の権限

(1) 会計監査人の選解任等に関する議案及び報酬等の決定

本論点は、補足説明で指摘されている通り、別の機関による監査を受けることがない業務執行に関する決定を認める結果となること、言い換えれば監査役の監査と言う、屋上屋を架すことにも繋がりがねず、企業における実態を踏まえると、必要性はないと判断します。

## (2) 取締役解任の訴えの提起権

企業における経営の実態を踏まえると、現状では監査役に対しては取締役の違法行為差止めの訴えの提起権で足り、敢えて監査役に取締役解任の訴えの提起権まで付与しても実質的な効果はないと思料します。取締役の解任に関しては、現行の取締役解任の訴えや株主総会における取締役の解任以前の問題として、充分企業にて自律的に対応されており、実態として使われることのない権利となることは明らかと考えます。

## 3. 監査の実効性を確保するための仕組み

監査役の監査活動の向上、実効性発揮に繋がり、基本的には賛成の立場です。

尚、具体的な体制整備を踏まえ、開示事項の追加の可能性も想定されますが、企業の開示負担の増大につながらないように充分配慮頂きたいと思います。

## 第3 資金調達の場合における企業統治の在り方に関する論点

### 1. 第三者割当による募集株式の発行等

株主総会決議を要するものとするか否かについては、補足説明で指摘されている通り、資金調達の緊急性が高い場合等に、柔軟な対応がすることができなくなることが懸念されます。特に非上場企業にとって公募増資は困難な状況にあり、第三者割当増資は有力な増資手段であることから、株主総会決議を要するものとされると、非上場企業の資金調達が機動的にできなくなり、非上場企業にとって深刻な影響が生じます。よって、その義務化をすべきではないと思慮いたします。

また、第三者割当に関する情報開示については、現在上場会社等においては、既取引所規則や金融商品取引法で情報開示を義務付けられております。多くの非上場企業にとって第三者割当増資が有力な資金調達手段であることは上述の通りであり、第三者割当に関する情報開示規制は取引所規則や金融商品取引法による現行規制で十分であると考えられるため、会社法で法制化する必要はないと考えます。

なお、社外取締役(または社外監査役)の意見の開示に関しては、①現状取引所規則で運用されている、「第三者委員会等経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性および相当性に関する客観的な意見」が Fairness Opinion の取得で充分役割を果たしていると考えられること、②会社法でこのような義務を課すことは、社外取締役(または社外監査役)の負担を増大させ、対象者を狭めることにもなることから、不要と思慮いたします。

## 2. 株式の併合

### (1) 株式買取請求制度の創設

実務的には、株式数減少の方法として、株式の併合は(使用頻度は多くないにしても)十分使用されるものであり、一部の濫用的な事案があったがために株式全体に規制をかけることには慎重になるべきと考えます。

補足説明で指摘されている通り、このような制度が創設されると手続的コストが増加し得ることは避けられなくなることから、このような制度の創設には原則反対であり、万一、このような制度を創設するにしても、これも補足説明での指摘通り、併合の割合が極端に高い場合やキャッシュ・アウトを伴う場合だけに限定するなどの配慮は必要と考えます。

### (2) 発行可能株式総数に関する規律の見直し

本提案の規律の導入は、基本的に問題はないと考えます。

## 3. 仮装払込みによる募集株式の発行等

- ① 仮装振込みをした者に払込責任を課すことには賛成します。
- ② 仮装振込みに関与した取締役に関与した取締役に責任を負わせるか否かについては、補足説明で指摘されている通り、当該仮装振込みへの関与についての帰責性が求められることから、過失責任とすることが妥当であると考えます。

## 4. 新株予約権無償割当てを用いて行う資金調達

資金調達の選択肢が増えることに繋がり、本提案には賛成します。

以上